

●香川県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、香川県知事から財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年5月28日

香川県監査委員 木下典幸
 同 大西均
 同 五所野尾恭一
 同 都築信行

1 監査対象年度 令和元年度

2 措置の状況

団体名	監査の結果		措置の状況
西日本ビル管理株式会社	指導注意事項	浄化槽保守点検業務の委託料について、消費税率引上げ分を支払っていなかった。	適正な額の請求となるよう、委託先に未払いとなっている消費税率引上げ分の請求を求め、提出された請求書に基づき支払いを行った。
		前回の監査で指導していたにもかかわらず、指定管理の委託料で取得した備品について、県との協定に基づく台帳を作成していなかった。	対象となる備品について、備品等取得台帳を作成した。 今後、指定管理の委託料を充てて取得した備品等については、直ちに同台帳を作成することとし、作成漏れのないよう職員へ周知、確認を行い、適正な管理を徹底する。